

平成 22 年度 第 3 回 富合町合併特例区協議会臨時会 会議録

日 時 平成 22 年 11 月 30 日 (火)
会 場 富合総合支所 3 階会議室

開会時間 午後 3 時 00 分
終了時間 午後 4 時 10 分

○出席委員 (9 名)

会 長	田 中 榮 信
副会長	小 山 一 美
委 員	米 原 靖 雄
	野 口 ミナ子
	村 崎 博 則
	改 原 明 博
	松 永 隆
	内 藤 信 博
	菊 池 博 志

○欠席委員 (なし)

平成22年度第3回 富合町合併特例区協議会臨時会次第

日 時：平成22年11月30日（火）午後3時～

場 所：富合総合支所 3階大会議室

1 開 会

2 合併特例区長挨拶

3 議 事

〔協 議〕

〔報 告〕

報告第 1 号 不適切な事務処理について

4 その他

5 閉 会

司会

定刻となりましたので、協議会の開会に先立ちまして配布資料の確認をしたいと思えます。一枚紙で「平成 22 年度第 3 回富合町合併特例区協議会臨時会次第」それと「平成 22 年度第 3 回富合町合併特例区協議会臨時会」冊子、以上の 2 点の資料を配布しております。資料の過不足がございましたら事務局までお申し付けください。

それではこれから会議に入ります。会議の進行につきましては合併特例区規約第 10 条第 4 項ならびに同会議運営規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、会長である田中議長にお願いします。

田中 榮信 議長

みなさん、こんにちは。私がこれから議事進行を務めさせて頂きたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

それでは、只今から「平成 22 年度第 3 回富合町合併特例区協議会臨時会」を開会いたします。まず会議録の署名委員を指名したいと思えます。会議録署名委員の指名につきましては、協議会会議運営規則第 7 条第 2 項の規定により指名をさせていただきます。本日は、「改原委員」と「松永委員」に願ひしたいと思えます。次に構成員の出席数でございますが、本日は構成員の皆様全員出席ということで、協議会規約第 10 条第 3 項の定足数を満たしておりますことを報告致します。

それでは早速でございますが、お手元の次第に沿って会を進めてまいりたいと思えますので、よろしくお願ひします。まず、村崎特例区長にご挨拶をお願ひします。

村崎 秀 合併特例区長

こんにちは。臨時会へのご協力ありがとうございます。今年もあと 1 ヶ月となりました。皆様方にはこの 1 年大変お世話になりました。新しい年は新たな気持ちでいい年になることを祈っております。

今日は皆様方ご存知だとは思いますが、また町で不祥事が起きてしまいました。この問題について、事務局から説明いたします。また、私も当時の町長として、部下の不始末により皆様方にご迷惑をおかけすることを大変申し訳なく思っております。

合併後のまちづくりが進む中でこのような不祥事が起こったことについて、ただただ残念に思っているところです。

平成 16 年 6 月 8 日に湛水防除協議会、富合町・城南町・宇土市の事務局会議において、協議会解散が決まりました。協議会も活動を停止した状態になっており、その後担当課から報告もなく、加えて平成 20 年の合併協議の際にも協議事項として挙がっていなかったものでございます。私は既に解散しているものだと思っておりますが、当時の町長として責任を痛感しております。担当職員、また当時の課長は皆さんご承知のとおり当市から処分を受けました。宇土市、旧城南町にも大変ご迷惑をお掛けすることとなり、

お詫び申し上げたところでございます。

本日はこの件についての臨時会でございますので、事務局からの説明をお聞きいただき、皆様方のご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

田中 榮信 議長

それでは、これより「次第 3 議事」に入ります。本日は、「不適切な事務処理について」議題としております。それでは報告第 1 号「不適切な事務処理について」事務局からの説明を求めます。

事務局

お手元の資料 1 ページをご覧ください。「浜戸川地区湛水防除協議会事務処理における不適切な事務処理」ということで記載しております。まず、浜戸川地区湛水防除協議会というのはどういう組織かと申しますと、宇土市・旧城南町・旧富合町の 1 市 2 町により、この地域における浜戸川流域の湛水防除施設、宇土市では松原排水機場、旧城南町では島田排水機場、旧富合町では上杉排水機場と碓江排水機場の適正な維持管理を図ることを目的に昭和 59 年 5 月に設立されたもので、平成 14 年度から旧富合町産業振興課、現富合総合支所産業振興課が事務局を担当しております。平成 16 年度の負担金総額は、2986 万 4 千円。内訳といたしましては、宇土市が 691 万 3 千円、旧城南町が 939 万 8 千円、旧富合町が 1355 万 3 千円でございます。これが協議会の概要でございます。

今回の不適切な事務処理の概要でございますが、まず本協議会の事務局でございます、富合総合支所産業振興課の担当職員が、本来旧富合町が支払うべき業務に対して決裁を経ずに本協議会から支払いを行い、担当課長がそれを追認していたもので、加えて関係書類や通帳等を紛失していたものでございます。期間といたしましては、平成 18 年度から 22 年度まで、件数は 16 件、金額にいたしますと 1844 万 6995 円。その内訳でございますが、業者への支払が 14 件で 849 万 6800 円、旧城南町への精算金が 576 万 1288 円、通帳残高が 418 万 8907 円となっているところでございます。

不適切な事務処理の方法といたしましては、担当職員による口頭での報告と担当課長の追認による支払ということになっております。

原因といたしましては、①平成 17 年度において本協議会の活動停止が決まっており、平成 18 年度からは各市町で各排水機場の予算を計上しなければならなかったところ、旧富合町では予算を計上せず、本協議会の残金を流用したということでございます。②組織上の班に主査等の責任者がなく、担当者から即課長の決裁ルートになっていたため、チェック機能が働かなかったということでございます。③担当職員の怠慢であり、それを追認した担当課長の管理意識の欠如、であります。

次に、私的流用及び横領の可能性についてでございます。こちらにつきましては業者支払総額 14 件、849 万 6800 円について支払先である 4 業者に対して当該受託業務の確

認書の提出を求めるとともに、聞き取りによる調査確認を行いました。その結果が以下のとおりでございます。配送台帳や売掛台帳により確認できたものが 2 業者 7 件、429 万 9700 円。台帳による確認はできなかったが、業者から提出された補助簿並びに業務確認書の受領金額が支払金額と一致したものが 1 業者 3 件、212 万 850 円。台帳による確認はできなかったが、業者への聞き取り調査の結果、業者の記憶による業務内容と受領金額がおおむね通帳の支払金額と一致したものが 1 業者 4 件、212 万 6250 円となっております。

その内訳は 5 ページに載せております。一番左に通帳の出金日、出金額、真ん中に調査・確認日及び業者から提出された回答書ということで、金額、日付、業務内容が書いてございます。これにより受領金額が支払金額と一致したということで、私的流用及び横領の可能性は低いものと判断いたしました。

次に 2 ページの経緯をご覧ください。まずどのように発覚したかと申しますと、平成 22 年 8 月 30 日に、本協議会の事務局長であります富合総合支所産業振興課長から、同日 17 時過ぎに総合支所長へ、本協議会の書類や会計帳簿等が紛失しており、平成 18 年度以降の収支状況が不明であるとの報告を受けました。同日、17 時半から総合支所長及び次長からの産業振興課長の事情聴取の過程により、担当者が決裁を経ずに支払いを行っていたこと、及び課長がそれを追認したこと、並びに本協議会について本市へ引き継いでいなかったことが判明しました。

次に調査・確認でございますが、これは報告当日から 11 月 12 日まで確認作業を行いまして、まず第 1 番目に使途不明金の有無ということで、先ほど申しました私的流用及び横領の調査を行ったものでございます。この中で担当職員及び担当課長の事情聴取、協議会の通帳及び印鑑が紛失していたために、銀行に流動性預金異動明細書の発行依頼並びに支払金との突合の作業を行ってまいりました。また本協議会からの事業を請け負ったとみられる業者から事情聴取を行うとともに、業者台帳との突合並びに業務確認書の提出を求めたところでございます。

2 番目に帳票等の発見についてでございます。庁舎並びに排水機場内をくまなくさがしましたが、こちらについては発見できなかったということでございます。平成 20 年の熊本市との合併の際に相当な量の書類を処分しているということで、その際誤って破棄したのではないかとということでございます。

次に、今後の対応でございます。使途不明金につきましては調査結果により、私的流用及び横領の可能性は低いと判断しましたが、今後帳票等の紛失がないよう背表紙に保存期間を明示し、書類管理の徹底を図りたいと思っております。また、研修等を通して管理職の管理意識や職員の業務能力の向上を図りたいと思っております。

また、当該職員の担当替えということで、こちらについては発覚後、職員の業務の担当替えを行った次第でございます。

最後に不適切な事務処理ということで、同様のケースがないよう総合支所の管理職 1

人 1 人から聞き取り調査を行いました。その結果、同様のケースはないということで確認しております。しかしながら、今回のケースは問題を先送りしてきた結果でありますので、今後とも管理職から業務上の問題等を報告する場を定期的に設けていきたいと考えております。

3 番目に再発防止でございます。総合支所内において、同一職員が長く同一事務の担当にならないよう、できる限りのジョブローテーションを図っていきたいと思っております。また、これは従来から言われておりましたが、印鑑・通帳の管理徹底を再度図っていきたいと思っております。

また、今回担当者から即課長への決裁ルートとなっていましたことから、今後総合支所内の組織である班に、主査等の中間責任者を設けていきたいと考えております。こちらに関しましては、人事課等への相談も行っていきたいと思っております。更には総合支所内の職場研修を行い、職員の資質を高めていきたいと考えておるところでございます。

もう 1 件、6 ページをお開きください。「上杉排水機場ごみ処理業務委託料の未払いについて」という用紙でございます。こちらにつきましては、協議会の不適切な事務処理を調査している段階におきまして、業者のほうから去年の分の未払いがありますということで発覚した事案でございます。内容といたしましては、上杉排水機場のごみ処理委託におきまして平成 21 年 6 月 30 日から 7 月 25 日の間の計 4 回、8 万円が未払いになっているものでございます。こちらにつきましては、過年度払いによる会計処理をしていく次第でございます。以上でございます。

田中 榮信 議長

ただいま、事務局から説明のありました「報告第 1 号」につきまして、ご質問やご意見はございませんか。

村崎 博則 委員

宇土市の精算金はどうなっているんですか。

事務局

宇土市の精算金につきましては、ただいま宇土市と協議中でございますけれども、基本的には使わなかった金額がそのままあると想定いたしまして、それに銀行の利子を上乘せして、負担割合で割った金額で精算したいと考えているところでございます。

村崎 博則 委員

それでは、現在の通帳の残高では不足する可能性もあるかもしれないですね。

事務局

仮の試算でございますが、今のところ 8 万円ちょっと熊本市からの持ち出しになるのではないかと考えております。

野口 ミナ子 委員

お金の出し入れについては、監査がありますよね。この場合はなかったんでしょうか。

事務局

実は、平成 17 年度末での協議会の活動停止が協議会内で決まっております、平成 18 年度からは基本的には解散時に分ける残金しかないということで、監査は行われていなかったということでもあります。つまり平成 18 年度以降は本来事業がないということでございます。

米原 靖雄 委員

書面によりますと、通帳や印鑑が紛失となっております。これはやはり公務員としての管理意識の欠如が、市民に不審感を抱かせるような結果を招いたものだと思います。印鑑や通帳、領収証の紛失などは絶対にあってはならないことだと思います。これから複数の職員で事務に携わり、厳しくチェックしていただきたいと思います。

通帳や印鑑、領収証等は十分探されたと思いますが、その経緯についてお聞かせください。

事務局

先ほどお話ししましたが、書類等がなくなっているという報告を受けまして、私たちは倉庫、本人の机周りから産業振興課内のキャビネットを全て探しました。それでも見つからないということで、排水機場の方も探しました。さらには、当時の何らかの書類がないかということで、旧城南町にもお伺いいたしまして、そちらの書庫あたりも探させていただきましたが、何も出てこなかったということでございます。また、宇土市のほうにも問い合わせしましたが何も残っていないということで、こちらのほうはかなり探しましたが発見できなかったという状況でございます。

村崎 秀 合併特例区長

今、米原委員がおっしゃったとおり、公務員としての責任感、モラルの欠如です。私たちが老人ホームに不祥事があった時に職員全部に通達して、公金は複数で扱うこと、また印鑑と通帳は別に保管するようにと口すっぱく言いました。今回、それが守られていなかったことは、大変残念です。

平成 17 年にそれまでの監査は 1 回行ってあります。それ以後は解散ということで、私をはじめ総務課長も全く関与していないわけです。担当者と担当課長だけで判断し、書

類も紛失しているということは、大変大きな問題であります。

米原 靖雄 委員

今後、このようなことがないように、職員を挙げて市民の信頼回復に努めていただきたいと思います。以上です。

小山 一美 委員

平成 17 年度末に解散が決まったわけですね。そのときになぜ精算してしまわなかったんでしょうか。

事務局

実際は事務局の中で決めたわけでありまして、本来であれば 3 市町が集まって解散の決議もしくは持ち回り決裁をすべきだったんですが、担当課長によりますと合併協議等もあり言い出せる雰囲気ではなかったというような話を聞いております。

内藤 信博 委員

関係書類や通帳等が紛失したということですが、担当者、担当課長が故意に紛失させたのではないかという確認はされましたか。

事務局

そちらについても、本人や業者への確認をしております。その時に、「故意に捨てたものではない」との確認をとっております。

内藤 信博 委員

それにしても、このような大金の入った通帳や書類等が紛失したというのは、普通では考えられないことだと思います。それからもう 1 点、城南町や宇土市からは当時総会を開きたいというような要望はなかったんですか。

事務局

そういったお話はなかったと聞いております。旧城南町からは、合併前までに精算をしてほしいということで、この金額を振り込んでおります。

菊池 博志 委員

私的流用や横領の可能性というところで、やはり故意に破棄したものではないという報告は信じがたいところがあります。そこで、担当者と 4 業者との付き合いはどの程度かということに関してお聞きしたいと思います。それと、業者の領収証等は実際に確認

されたのでしょうか。

事務局

1 ページ目に記載しておりますが、2 業者の 7 件につきましては、売掛台帳等を業者に見せていただいて、さらにコピーも提出されています。こちらのほうは間違いございません。2 番目につきましては、台帳は第 3 者には見せられないということで工事一覧表を出していただきました。提出していただいた金額についても、支払金額と一致しております。3 番目の業者につきましては、当時の台帳がないということで確認のしようがなかったのですが、当時の状況を聞き取りますと 5 ページに書いてありますように、だいたいこの時期にこの金額をこの事業で支払ってもらったとのご回答をいただいたわけでございます。それをもって確認をとりましたところ、こちらの支払通帳とほぼ一致するというので、私的流用及び横領の可能性は低いと判断したものでございます。以上でございます。

菊池 博志 委員

金額が合ったということは分かりましたけれども、業者と結託すればそういったことも可能ですよね。ですから、業者等への聞き取り調査をもう少ししっかり行ったほうがいいのではないですか。

事務局

本人や業者への聞き取り調査は、何回も行っております。1, 2 回の調査でこの資料をまとめたわけではありません。

菊池 博志 委員

分かりました。では、領収証等も確認はしているということですね。

事務局

聞き取りしかできなかったものについては、確認できなかったということでございます。

松永 隆 委員

排水機場のごみ処理費は、実際この金額だったら随意契約ではなく、入札をするべきですよね。同じボランティアでごみ処理を行っているのに、代金を支払ってもらっている業者と、そうではない業者がいるということなんですよ。だから、業者との癒着というところに関して、心配するんですよね。ですから全業者に調査する必要があると思うのですが。

頑張っている職員も沢山いるんですから、こういった一人の職員のために職員全部、また富合町全体のイメージが悪くなるということに、本当に憤りを感じます。

皆さんが言われるように、もう少し突っ込んで調査する余地があるのではないかと思います。また、富合町だけではなく宇土市、旧城南町も交えて話をされたらどうですか。富合町に任せきりだった、これまでの流れやシステムも調査したほうがいいのではないですか。

事務局

旧城南町とは既に合併しておりますので、私たちは基本的に宇土市と協議しながら進めてきたわけでございます。調査対象の業者でございますが、4業者以外にも建設業協会や関係すると思われる他の業者からも、話をうかがっております。

松永 隆 委員

処理費の中で、支払いをしてもらっている業者とそうではない業者があるのは、どういうことですか。

事務局

聞いておりますのは、台風とか美里町の水害のときに建設業協会に頼んで、ボランティアでやってもらっているということでございます。基本的には、機場に係るものについては支払いを行い、田や排水路に係るごみ処理については建設業協会にボランティアで処理していただいたということでございます。

松永 隆 委員

その考え方自体が間違っていると思います。建設業協会にまとめて支払って、そこから各業者に案分して日当で分けるといなら分かりますけど、機場に関するものだけに支払ったというのは理由にならないんじゃないですか。

町の怠慢によるものであれば、そこをしっかりと調べていただいて、第2第3の問題が発生しないようにしていただきたいと思います。

村崎 秀 合併特例区長

松永委員がおっしゃるのは当然だと思います。たしかに、今回の件は常識では考えられないことで、皆さんが言われるのももっともだと思います。

職員についても、新聞で報道されましたとおり重い処分を受けました。そしてまた職員一同、こういったことが2度と起きないように努力してまいります。そういうことでございますので、どうかご理解をいただきたいと思います。本当にご迷惑をお掛けいたしました。

改原 明博 委員

お尋ねします。印鑑と通帳が紛失したのは、いつ頃なのでしょう。証拠隠滅と疑われても当然だと思うのですが。また、銀行からのお金の出し入れは、はっきり記録が残っていると思うので、その確認も1件1件されたのかお聞きします。

事務局

まず、通帳と印鑑が紛失した時期は、本年3月以降でございます。それと通帳の再発行でございますけれども、こちらのほうは銀行から流動性預金異動明細書というものを取り寄せて、こちらと突合せしました。

改原 明博 委員

本年3月というのは合併でバタバタしている時期ではありませんし、通帳と印鑑というのは金庫の中で厳重に管理すべきものですよね。誤って紛失したというのは、どうも疑念が拭えないのですが。

事務局

流動性預金異動明細書のほうには子細な出し入れが書いてありますので、そういった不明な件はなかったということでございます。書類については、既にその分はなかったということでございますけれども、印鑑については城南町に精算金を振り込んだ3月の時点まではあったということです。通帳や領収証の保管にしても、ただ封筒に入れて机の中に入れていたくらいですから、本人もどこで紛失したのか分からないような状況でございます。

内藤 信博 委員

今後この問題について、旧城南町、宇土市との協議はされるんですか。

事務局

旧城南町については既に合併しておりますので、今後の協議予定はないです。宇土市については今後協議を詰めていかなければと思っております。

事務方といたしましては先ほどご説明しましたとおり、使わなかったものとしていくらか残っているかというところで、精算額を決めたいと考えております。それにつきましては、宇土市のほうからも同意をいただいております。

松永 隆 委員

一部の業者に便宜を図っていたんじゃないかという点についてはどうですか。

事務局

もちろんこれらは、熊本市では随意契約が認められないものでございます。しかし当時の協議会では、慣例として通常行われていたものだという事です。

改原 明博 委員

当時の会長が「知らなかった」と言っておられますが、会長の決裁も取らずに解散するということができますか。

事務局

今、改原委員がおっしゃったように、本来なら上司に報告し決裁を受けるべき案件であるにも関わらず、それらを怠っていたということがまさに不適切な事務処理ということで、本人、担当課長、支所長が処分を受けたところでございます。随意契約を行ったこと、決裁を受けずに支払いをしたということも全て含めての処分でございます。

田中 榮信 議長

他に、ご意見やご質問等がなければ次に進みたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

田中 榮信 議長

次に次第2の「その他」に進みますが、皆様方から何かございませんでしょうか。

米原 靖雄 委員

先日、都市計画についての住民説明会がございました。今度、都心活性推進課と都市計画課の担当者の方が説明にこられますので、土地区画整理準備委員会の12名の方と一緒に、現状と今後のことについて説明を聞いていただき、これからのまちづくりについて提言をいただきたいと思っております。12月2日の午前9時半からこの会議室で行いますので、よろしく申し上げます。

田中 榮信 議長

他にありませんか。

村崎 秀 合併特例区長

今回の件に関しましては、大変申し訳ありませんでした。皆さんからご指摘いただいた点については、私どもも十分肝に銘じて職員の管理をしていきたいと思っております。

また 2 度目の不祥事でございますので、市民の皆様、また協議会の皆様にも深く陳謝するところです。

平成 18 年 6 月 8 日 浜戸川湛水防除協議会事務局会議について協議会の解散が決まり、事業も停止したわけです。そして、その後担当課からの報告もなく、平成 20 年の合併協議の中にもあがっていなかったもので、私は既に解散しているものと思っておりました。しかしながら今回の事件については、当時の町長として責任を痛感しておる次第でございます。つきましては、区長の給与の 10% を 12 月分の給料から 3 ヶ月間自主返納する旨、市長にも申し上げてまいりました。

今回、2 度目の不祥事となりまして、市民の皆様へ深くお詫び申し上げるとともに、再発防止に努めていきたいと思っております。

田中 榮信 議長

他に何もございませんでしょうか。それでは、本日の全ての議事が終了いたしました。皆様方には、長時間にわたり円滑な議事進行にご協力いただきまして、大変ありがとうございました。これをもちまして、「平成 22 年度第 3 回合併特例区協議会臨時会」を閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 22 年 (2 月 22 日

署名委員

改原明博

署名委員

松永隆